



こぶし

FP NEWS

TAX & ASSET
MANAGEMENT



(編集発行人)

ザイコム・ジャパン株式会社

代表取締役 **山村英治**

〒150-0034

東京都渋谷区代官山町17-1
代官山アドレス・ザ・タワー1812

TEL 03-5728-8360

FA X 03-5728-8361

info@zaicom.jp

3月

(弥生) MARCH

21日・春分の日

日	10	24
月	11	25
火	12	26
水	13	27
木	14	28
金	15	29
土	2	30
日	3	31
月	4	18
火	5	19
水	6	20
木	7	21
金	8	22
土	9	23

3月の税務と労務

- | | |
|---|--|
| 国 税 / 平成30年分所得税の確定申告 2月16日～3月15日 | 国 税 / 1月決算法人の確定申告(法人税・消費税等) 4月1日 |
| 国 税 / 個人の青色申告の承認申請 3月15日 | 国 税 / 7月決算法人の中間申告 4月1日 |
| 国 税 / 贈与税の申告 2月1日～3月15日 | 国 税 / 4月、7月、10月決算法人の消費税の中間申告(年3回の場合) 4月1日 |
| 国 税 / 2月分源泉所得税の納付 3月11日 | 地方税 / 個人の都道府県民税、市町村民税、事業税(事業所税)の申告 3月15日 |
| 国 税 / 個人事業者の平成30年分消費税の確定申告 4月1日 | |

ワンポイント 日切れ法案

現行法で規定する時限措置の延長等を盛り込んでいるため、特定の期日までに成立しないと時限措置の期限切れとなり国民生活に支障をきたす法案。税法の場合、租税特別措置法で主に景気対策の政策税制として2、3年間だけ適用する等の規定をしており、年度末に期限切れとなる措置が多くあります。

二〇一九年（平成三十一年）

度税制改正では、今年十月の消費税率一〇％への引上げに伴う駆け込み需要とその反動を抑えることに焦点が置かれています。そして、消費税率引上げ分の税収については、教育負担の軽減・子育て層支援・介護人材の確保等と財政再建に、概ね半分ずつ充当する方針のようです。

以下、主な改正項目のポイントを整理してみます。

【改正項目タイムスケジュール】

主な改正項目の適用時期は、次頁表のとおりです。

なお、前年以前の改正で適用時期が今年以降となる項目も記載しています。

I 個人所得課税

1 住宅ローン控除（住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除）の特例の創設
個人が、住宅の取得等（消費

税等の税率が一〇％である場合の住宅の取得等に限る）をして、二〇一九年十月一日から二〇二〇年十二月三十一日までの間に居住した場合、減税期間を十年間から十三年間に延長する措置が行われます。

なお、延長となる十一年目から十三年目までの各年の住宅ローン控除額は、次の区分に応じた金額のいずれか少ない方の金額となります。

- 一般の住宅
 - ・ 住宅借入金等の年末残高（四、〇〇〇万円を限度）×一％
 - ・ 「住宅の取得等の対価の額又は費用の額」当該住宅の取得等の対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等（四、〇〇〇万円を限度）×二％÷三
- 認定長期優良住宅及び認定低



炭素住宅

住宅借入金等の年末残高（五、〇〇〇万円を限度）×一％
・ 「住宅の取得等の対価の額又は費用の額」当該住宅の取得等の対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等（五、〇〇〇万円を限度）×二％÷三

2 森林環境税（仮称）の創設

国内に住所を有する個人一人当たり年額一、〇〇〇円の森林環境税（仮称）が創設されます。適用は二〇二四年度からで、税収は森林の伐採や木材利用促進等に充てられます。

3 未婚のひとり親に対する個人住民税の非課税措置の拡大

未婚のひとり親の税負担軽減のため、児童扶養手当の受給者で前年の年収が約二〇四万円（年間合計所得一三五万円）以下のひとり親については、未婚でも住民税が非課税とされます。

II 資産課税

1 個人事業者の事業用資産に係る納税猶予制度の創設
認定相続人が二〇一九年一月一日から二〇二八年十二月三十一日までの間に、相続等により

特定事業用資産を取得し、事業を継続していく場合には、担保の提供を条件に、その認定相続人が納付すべき相続税額のうち、相続等により取得した特定事業用資産の課税価格に対応する相続税の納税が猶予されます。

「特定事業用資産」とは

土地は四〇〇平方メートルまでの部分、建物は床面積八〇〇平方メートルまでの部分、建物以外の減価償却資産は固定資産税又は営業用として自動車税若しくは軽自動車税の課税対象になっていないもので、貸借対照表に計上されているもの。

なお、認定相続人が死亡した時まで資産を保有して事業を継続した場合等は、猶予税額の全額が免除されます。

2 教育、結婚・子育て資金贈与の非課税制度の見直し
祖父母や両親の資産を早期に若年世代に移転させることにより経済活性を図る目的で創設されている教育、結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈

改正項目タイムスケジュール
(○減税、●増税、△どちらともいえない)

2019年	1月	● 国際観光旅客税法施行、日本人・外国人ともに出国時に1,000円徴収
		○ 個人事業者が事業用の建物や宅地などを後継者に引き継ぐ際、相続税や贈与税の納税を猶予
	4月	● 教育・結婚・子育て資金の贈与について、2年間延長されるが、所得制限が導入される
	6月	△ ふるさと納税の返礼品割合等の厳格化
	10月	● 消費税率引上げ(8%→10%)
		○ 消費税の軽減税率(8%)の適用
		○ 消費税10%適用の住宅購入者は減税期間を10年間から13年間に
○ 消費税率10%で購入した新車の自動車税を最大年4,500円引き下げ		
△ 法人事業税率の見直し		
	○ 自動車取得税を廃止し、環境性能割を導入	
2020年	1月	● 所得税改革、年収850万円超の会社員は増税
		○ 多様な働き方に対応、基礎控除10万円引上げ
	● 給与所得控除及び公的年金等控除10万円引下げ	
	4月	△ 大企業は法人税・消費税等の電子申告義務化
		△ 個人番号等が付された証券口座情報の効率的運用開始
2024年		● 森林環境税(仮称)導入
2026年	10月	△ ビール系飲料の税率統一

与税の非課税制度の適用期限が二年延長されます。ただし、信託等をする日の前年の受贈者の合計所得金額が一、〇〇〇万円を超える場合は適用できません。

3 相続税における配偶者居住権等の評価額

民法(相続関係)改正に伴い、相続税における配偶者居住権等評価額を、次の算式で求めることとなります。

● **配偶者居住権**
建物の時価×建物の時価×(残

存耐用年数×存続年数)／残存耐用年数×存続年数に応じた民法の法定利率による複利現価率

● **配偶者居住権が設定された建物(以下「居住建物」という)の所有権**
建物の時価×配偶者居住権の評価額

● **配偶者居住権に基づく居住建物の敷地の利用に関する権利**
土地等の時価×土地等の時価×存続年数に応じた民法の法

定利率による複利現価率

III 法人課税

1 イノベーション促進のため

の研究開発税制の見直し
さらなる生産性の向上に向けて試験研究費の税額控除の上限が法人税額の四〇%（現行二五%）に引き上げられます。

2 法人事業税の改正

近年、地方税収が全体として増加する中で、地域間の財政力格差が拡大していることから、通常の法人事業税を引き下げる代わりに、国税の特別法人事業税(仮称)が創設され、全国レベルでの調整が図られます。

3 中小企業者等の法人税率の軽減特例の延長

中小企業者等においては、各事業年度の所得金額のうち年八〇〇万円以下の金額について、租税特別措置による一五%の軽減税率(本則の軽減税率は一九%)が適用されています。

4 同制度の適用期限が二年延長

されます。
仮想通貨の評価方法の見直し
法人が有するビットコインな

どの仮想通貨の評価方法について、評価法が導入されます。

IV 消費課税

自動車課税の見直し

二〇一九年十月一日以後に新車登録を受けた家用車を対象に、排気量に応じて自動車税が一台あたり年一、〇〇〇円から四、五〇〇円引き下げられます。また、自動車取得税が廃止され、「環境性能割」が二〇一九年十月一日から導入されます。

V 納税環境整備

1 番号が付された証券口座情報の効率的利用

二〇二〇年四月一日から、マイナンバー(個人番号又は法人番号)が付された証券口座に係る顧客情報を税務上効率的に利用できる見直されます。

2 ふるさと納税の見直し

過度な返礼品競争が問題となつたふるさと納税制度について、返礼品を「寄附額の3割以下」「地場産品」にすることが制度適用の指定条件となります。二〇一九年六月以降の寄附から適用となります。

e-Taxのメッセージボックスのセキュリティ強化

e-Taxを利用すると、申告の受付結果や申告に関するお知らせ等はe-Taxのメッセージボックスに届きます。このメッセージボックスについて、従来は利用者識別番号と暗証番号があれば閲覧することができましたが、セキュリティ対策の観点から、個人納税者に係るe-Taxのメッセージボックスの閲覧については、平成31年1月以降、原則としてマイナンバーカード等の電子証明書が必要になりました。また、それ以前のメッセージを閲覧する際にも電子証明書が必要となりました。

電子証明書がない場合には、メッセージボックス一覧を表示することは可能ですが、原則としてメッセージには鍵マークが付いており、閲覧することができません。なお、①所得税徴収高計算書の提出、②納付情報登録依頼、③納税証明書の交付請求

(税務署窓口での交付分)の3手続については、電子証明書がなくても閲覧が可能であり、メッセージに鍵マークが付くことはありません。

平成31年1月以降は、税理士等に申告書の作成等を依頼し、税理士等が代理送信する場合においても、納税者が本人のメッセージボックスを閲覧するためには、原則として電子証明書が必要になりました。しかし、この場合、個人納税者が電子証明書を取得していない場合には、予定納税額等の確認がしづらくなります。

そのため、税理士との委任関係を登録することで、納税者本人のメッセージボックスに格納される「申告のお知らせ」を納税者が委任する税理士のメッセージボックスに転送することができる機能が提供されることとなります。

不動産所得等がある給与所得者の確定申告の要否の判定

給与所得者で、給与所得及び退職所得以外の所得の金額の合計額が20万円以下である場合など一定の要件に該当する場合には、確定申告をしなくてもよいこととされています。この場合の「給与所得及び退職所得以外の所得金額」は、確定申告書の提出等を要件として適用される特例等を適用しないで計算した所得金額をいいます。

そのため、確定申告書等の提出がその適用要件とされている青色申告特別控除(65万円)後の不動産所得金額が20万円以下となる場合は、青色申告特別控除を適用しないで算定した金額が20万円超となるため、確定申告書の提出が必要となります。

なお、10万円の青色申告特別控除額を適用する場合には、確定申告書の提出が要件とされていないことから、控除適用後の所得金額が20万円以下となれば、確定申告書の提出は必要ないこととなります。

財産評価

貸駐車場として利用している土地

相続税等の申告にあたって、月極め等の貸駐車場として利用している土地がある場合、どのように評価をすればよいのでしょうか？

貸駐車場の経営は、その土地で一定の期間、自動車を保管することを引き受ける内容を内容とするものです。このような自動車の保管を目的とする契約は、土地の利用そのものを目的とし

た賃貸借契約とは本質的に異なる契約関係であり、この場合の駐車場の利用権は、その土地自体に及ぶものではないと考えられます。そのため、土地の所有者が、その土地を月極め等の貸駐車場として利用している場合には、その土地の自用土地としての価額により評価することとなります。

保険料免除制度の 改正(国民年金)

国民年金には、収入減少や失業等により保険料を納めることが難しい者等を対象とした保険料免除・納付猶予の制度があります。

今回は、今年四月一日より創設される産前産後期間中の保険料免除および従来から設けられていた免除・納付猶予について説明します。

一 保険料を納付する者

国民年金の被保険者には次の三種類があります(任意加入の制度もありますが、ここでは割愛します)。保険料を納付することとされているのは、①の第一号被保険者です。

① 第一号被保険者

国内に住む二十歳以上六十歳未満の者であつて、②や③に該当しないもの(自営業者、学生、無職の者など)をいいます。

② 第二号被保険者

会社員等(厚生年金加入者)、

公務員等(共済年金加入者)が対象です。

③ 第三号被保険者

第二号被保険者の配偶者である二十歳以上六十歳未満の者です。ただし、健康保険の被扶養者とされない者(年間収入が一三〇万円以上の者など)は第三号被保険者とはならず、第一号被保険者となります。

※ ②と③は、国民年金の保険料を納付する必要はありません。

②が、第二号被保険者にかかると厚生年金保険料等の一部が、厚生年金保険制度等から国民年金制度に対して、「拠出金」(②と③の数に応じて算出)として拠出されています。

二 産前産後期間の保険料免除(新設)

平成三十一年四月一日より、第一号被保険者が出産を行った際には、産前産後の一定期間の保険料が免除される制度が始まります。

(一) 免除される期間

出産予定日または出産日が属する月の前月から四か月間の保険料が免除されます。多胎妊娠の場合は、出産予定

日又は出産日が属する月の三か月前から六か月間の保険料が免除されます。

保険料の前納を行っている場合は、免除期間分の保険料が還付されます。また、免除期間中であつても付加保険料は納付することができません。

(二) 対象者

第一号被保険者のうち、出産日が平成三十一年二月一日以降の者が免除の対象です。

なお、平成三十一年二月、三月に出産した者は免除の対象となりますが、免除されるのは、平成三十一年四月(施行月)以降の期間のみです。

国民年金に任意加入している被保険者は、他の保険料免除や納付猶予と同様に、産前産後についても免除の対象とはされません。

(三) 申請

住民登録をしている自治体の国民年金担当窓口申請書を提出します。

提出は、出産予定日の六か月前から可能です(制度施行時においては、平成三十一年四月以降のみ提出が認められ、事前受

付は行わないこととされています)。申請書は、各自自治体での配布のほか、平成三十一年四月以降はインターネット上からも入手可能となる予定です。

四 添付書類

申請書には、次に掲げる書類(写し可)を添えて提出します。

① 出産前に届出を行う場合

母子健康手帳、医療機関が発行した出産の予定日等の証明書その他の出産の予定日を明らかにすることができる書類

② 出産後(③の場合を除く)に届出を行う場合

戸籍謄(抄)本、戸籍記載事項証明書、出生届受理証明書、母子健康手帳、住民票、医療機関が発行した出産の日等の証明書その他出産の日及び身分関係を明らかにすることができる書類

なお、届出時に、市町村窓口において、住基システム等により出産の日及び身分関係が確認できる場合は、証明書類を添える必要はありません。

③ 死産等に係る届出を行う場合

死産証明書、死胎埋火葬許可

証、母子健康手帳、医療機関が発行した死産等の証明書その他死産等の日及び身分関係を明らかにすることができる書類

(五) 過誤納金の扱い

産前産後免除に係る過誤納金は被保険者に還付されませんが、保険料の未納期間があるときは、その期間に係る保険料に充当され、未納期間がなくなつたとき又は過誤納金が一か月分の未納保険料の額に満たない額になつたときは、充当されなかつた過誤納金が還付されます。

また、通常の保険料に合わせ付加保険料も納付されていた場合は、通常の保険料のみ還付されます。

(六) 年金受給時の扱い

産前産後の免除期間は、年金受給額を計算する際は「保険料納付済期間」に算入されず、死亡一時金及び脱退一時金の支給要件をみる場合も、保険料納付済期間に算入されず。

三 保険料免除等の概要

ここからは、改正点以外の保険料免除・納付猶予制度全般について触れていきます。

(一) 免除・納付猶予等

① 法定免除

生活保護（生活扶助）、障害年金（二級以上）等を受けている者等を対象とした免除制度です。

② 申請免除

本人・世帯主・配偶者の前年所得（一月から六月までに申請する場合は前々年所得）が一定額以下の場合や失業した場合など、国民年金保険料を納めることが経済的に困難な場合に、申請により保険料の納付が免除されます。

免除される額は、保険料の全額・四分の三・半額・四分の一の四種類があり、所得状況に応じて適用されるものが変わります。全額免除を例に挙げると、前年所得が次の式で計算した金額の範囲内のときに免除されます。
(扶養親族等の数+1) × 三五万円 + 二二万円

③ 保険料納付猶予

二十歳から五十歳未満の者で、本人・配偶者の前年所得（一月から六月までに申請する場合は前々年所得）が次の式で計算した金額以下の場合に、申請により保険料の納付が猶予される制

度です。

(扶養親族等の数+1) × 三五万円 + 二二万円

②は、「本人・世帯主・配偶者」の所得状況により免除可否の判断をしますが、③は、「本人・配偶者」の所得状況により判断します（世帯主の所得は勘案しない）。

④ 学生納付特例

大学、短期大学、高等学校、高等専門学校などに在学する学生からの申請により在学中の保険料の納付が猶予される制度です。

学生本人の所得状況が次の式で計算した金額以下であるときに対象となり、②や③のように家族（世帯主や配偶者）の所得の多寡を問いません。
一一八万円 + 扶養親族等の数 × 三八万円 + 社保料控除額等

これらの免除等のほか、配偶者からの暴力により配偶者（加害者）と住所が異なる者を対象とした特例免除、失業等による特例免除もあります。

(二) 受給資格期間・年金額

① 受給資格期間
例えば、老齢基礎年金を受給するには、被保険者期間が十年

以上であることを要します。

この受給資格期間の長さをみるときに、免除・納付猶予等の期間を算入することができます。

② 年金額

免除の種類により年金額の計算方法が異なります。

例えば、全額免除の場合は、保険料を全額納付した場合の年金額の二分の一（平成二十一年三月分までは三分の一）として計算されます。なお、①の③（保険料納付猶予）と④（学生納付特例）は、前述の受給資格期間には算入されませんが、老齢基礎年金の計算の際は、この期間を含めずに計算します（保険料納付猶予と学生納付特例の期間があつても年金額には反映されない点に注意を要します）。

(三) 追納

免除・納付猶予等の期間は、十年以内であれば、後から納付（追納）して老齢基礎年金の受給額を満額に近づけることができます。

ただし、免除・納付猶予等を受けた期間の翌年度から起算して三年度目以降は、当時の保険料に一定の金額が加算されます。

一括有期事業に関する改正 (労働保険料徴収法)

平成31年4月1日より、労働保険料徴収法に関する次の改正が行われます。

① 一括有期事業開始届の廃止

一括有期事業*を行う事業主は、それぞれの事業を開始したときは、開始の翌月10日までに「一括有期事業開始届」を所轄の労働基準監督署長に提出する必要があります。

平成31年4月1日以降に開始する一括有期事業については、この一括有期事業開始届の提出をする必要がなくなりました。

※一括有期事業…同一事業主が行う2以上の小規模事業(建設の事業及び立木の伐採の事業であって、概算保険料の額が160万円未満であること等の要件があります)を、一の事業とみなし、労働保険料の申告納付事務等の簡素化

が図られています。

② 一括有期事業の地域要件の廃止

一括有期事業については、地域要件(隣接都道府県など)が定められており、定められた地域の範囲外で行われる事業は一括されず、個別に有期事業として保険関係を成立させる必要がありました。

平成31年4月1日以降に開始する有期事業はこの地域要件が廃止され、遠隔地で行われるものも含めて一括されます。

③ 改正の背景

平成29年6月に閣議決定された「規制改革実施計画」において、平成31年度までを取組期間とし、政府全体で行政手続コスト(行政手続に要する事業者の作業時間)を20%削減する取組を進めるとされたこと等を踏まえ、労働保険徴収法の「有期事業の一括」に係る保険関係事務について、事業主の手続を簡素化する観点から、これらの措置が講じられました。

退職・解雇時の証明書の交付(労働基準法)

退職する労働者から、在職中の契約内容等について証明書の交付を請求されたときは、使用者は遅滞なく交付しなければなりません。記入事項は、使用期間、業務の種類、その事業における地位、賃金、退職の事由(解雇の場合は、その理由を含む)の五項目で、「労働者の請求しない事項を記入してはならない」とされています。

また、解雇を予告した労働者から、退職日までの間に解雇理由の証明書の請求があったときは、在職中であつても遅滞なくこれを交付しなければなりません。退職時の証明書に関する問い合わせ窓口は、労働基準監督署です。証明書の様式は厚生労働省のホームページからダウンロードできます。

職業訓練受講給付金 (求職者支援制度)

職業訓練受講給付金は、ハローワークの支援指示による職業訓練受講者の訓練期間中の生活を支援するための給付です。

対象となるのは、雇用保険被保険者や受給資格者でないこと等の一定要件を満たす、例えば、次の者が該当します。

- ・雇用保険に加入できなかった
- ・失業中の給付(基本手当)を受給中に再就職できないまま、支給終了した
- ・雇用保険の加入期間が足りず失業給付を受けられない
- ・就職が決まらないまま学校を卒業した

支給にあたっては、本人収入が月8万円以下、世帯全体収入が月25万円以下などいくつかの要件が定められています。全てを満たすときに職業訓練受講手当として月額10万円が支給され、そのほか通所手当、寄宿手当の支給が行われることがあります。問い合わせ窓口は、住所地を管轄するハローワークです。



経営者のみなさんは日々の仕事に忙殺されている方も多いと思いますが、大切な財産の散逸や相続人間の争い防止などの対策はお済みでしょうか？遺言は死期が近づいてからするものと思っている方も、人間はいつ何時があるかわかりません。遺言は、自分が元気なうちに愛する家族のために、自分に万一のことがあっても残された者が困らないように作成しておくべきものです。相続問題は事前の対策がカギとなってきますので、遺言書の作成などの対策を進めていきましょう。

法が大きく改正され、自筆遺言の緩和など様々な改正が行われています。

1 そもそも、遺言とは？

遺言とは、自分が生涯をかけて築きかつ守ってきた大切な財産を、最も有効・有意義に活用してもらうために行う遺言者の意思表示です。遺言がないために、相続を巡り親族間で争いの起ることが少なくありませんが、今まで仲の良かった者が相続を巡って骨肉の争いを起こすことほど悲しいことはありません。

遺言は、このような悲劇を防止するため、遺言者自身が自分の残した財産の帰属を決め、相続を巡る争いを防止しようとす

ることに主たる目的があります。

2 遺言の必要性が特に強い場合

ほとんどの場合において、遺言者が自分のおかれた家族関係や状況にふさわしい形で財産を承継させるように遺言をしておくことが、遺産争いを予防するため、また後に残された者が困らないために必要なことであると言えると思いますが、次のような場合には遺言をしておく必要性がとりわけ強いでしょう。

- (1) 夫婦間に子供がいない場合
夫婦間に子供がいない場合の法定相続では、相続財産は、配偶者が四分の三、配偶者の兄弟が四分の一の割合で分けることとなりますが、長年連れ添った配偶者に老後のために財産を全て相続させたいと思う方も多いでしょう。そのためには、兄弟には遺留分がありませんので、遺言をしておけば財産を全部配偶者に残すことができます。
- (2) 再婚をし、前の配偶者の子と現在の配偶者がいる場合
前の配偶者の子と現在の配偶者間では、とかく感情的になりやすく、遺産争いが起こる確率も非常に高いので、争いの発生を防ぐため、遺言できちんと定めておく必要性が特に強いといえるでしょう。
- (3) 相続人でない親族に財産を引き継ぎたい場合
相続人ではない親族（例えば子の配偶者など）が被相続人の介護や看病をするケースがありますが、遺産の分配にあずかることはできず、不公平であるとの指摘がされてきました。昨年七月の民法改正（施行は今年七月）では、このような不公平を解消するために、相続人ではない親族も、無償で被相続人の介護や看病に貢献し、被相続人の財産の維持または増加について特別の寄与をした場合には、相続人に対し、金銭の請求をすることができるようになりました。しかしながら現実的には争いの可能性も高いため、遺言でその親族に財産を遺贈する旨定めておいた方がよいといえます。

(4) 内縁関係にある人がいる場合

長年夫婦として連れ添ってきても婚姻届を出していない場合には、いわゆる内縁の夫婦となり、内縁者に相続権がありません。したがって、内縁者に財産を残してあげたい場合には、必ず遺言をしておかなければなりません。

(5) 家業・事業を継ぐ子がいる場合

個人で事業を営んだり農業をしている場合などは、その事業等の財産的基礎を複数の相続人に分割してしまうと事業の継続が困難となる可能性があります。このような事態を招くことを避け、家業等を特定の者に承継させたい場合には、その旨きちんと遺言をしておかなければなりません。

(6) 子の中に障害者等、経済的自立が困難な者がいる場合や分割しにくい財産がある場合

例えば、不動産など事実上皆で分けることが困難な財産を取

得する相続人を決めておいたり、相続人毎に承継させたい財産を指定したときや、身体障害のある子に多くあげたい、遺言者が特に世話になっていいる親孝行の子に多く相続させたい、可愛いくてたまらない孫に遺贈したいというように、遺言者のそれぞれの家族関係の状況に応じて具体的な妥当性のある形で財産承継をさせたい場合には、遺言をしておく必要があります。

(7) 相続人が全くいない場合

相続人がいない場合には、特別な事情がない限り、遺産は国庫に帰属します。このような場合に、特別世話になった人に遺贈したいとか、お寺や教会、社会福祉関係の団体、自然保護団体を、自分が有意義と感じる各種の研究機関等に寄付したいなどと思われれる場合には、その旨の遺言をしておく必要があります。

3 遺言の方式

(1) 自筆証書遺言

自筆証書遺言とは、自分で書く遺言のことです。昨年七月の

民法改正前は全文の自書を要求していましたが、今年一月以降は方式を緩和して自筆証書遺言に添付する財産目録については自書でなくてもよいものとなり非常に利用しやすくなりました。ただし、財産目録の各頁に署名押印することが必要となります。また、二〇二〇年七月十日以降は自筆遺言を法務局に預けることができるようになり、その場合、検認がいらないなどさらにその利用がしやすくなります。

(2) 秘密証書遺言

遺言の「内容」を秘密にして、遺言の「存在」のみを公証人役場で証明してもらいます。パソコンの使用や代筆が可能ですが自筆の署名と捺印が必要で、作成後は遺言者自身で保管しなければなりません。遺言書の「内容」を他人に秘密にしたまま遺言書の「存在」を明らかにでき、遺言書の偽造・変造の心配がほとんどないというメリットがあります。作成時に公証人を利用しなければならぬため面倒な手続と費用がかかる、公証人

は遺言の内容まで確認するわけではないため遺言としての要件が欠けてしまう場合もある、執行時に家庭裁判所の検認の手続が必要となる、遺言書の滅失・隠匿の心配があるなどのデメリットがあります。

(3) 公正証書遺言

公正証場で公証人に作成してもらった遺言です。

「公正証書遺言」には、次のようなメリットがあります。

- ① 遺言者の意思に基づき公証人が作成するため、内容として適正で遺言無効を主張されるリスクが少なくなる。
- ② 公証人が原本を保管するため、偽造・変造・隠匿される恐れがない。
- ③ 家庭裁判所の検認手続が不要で、遺言の内容を相続開始後速やかに執行できる。
- ④ 「遺言検索システム」により検索が容易であること（遺言者が存命中は本人が検索でき、遺言者の死亡後は相続人等が検索請求をすることができます）。

防災・減災

3月1日は防災用品点検の日です。関東大震災が発生した9月1日が防災の日であることは一般によく知られているところですが、その9月1日を基点に、季節の変わり目となる年4回(3月1日・6月1日・9月1日・12月1日)、防災用品を点検し、災害に備える日として防災・危機管理アドバイザーの山村武彦氏によって提唱・制定されたそうです。

元々自然災害の多い日本ですが、去年は地震に台風、集中豪雨など大変多くの災害や災害レベルの悪天候に見舞われました。また、悪天候が予測される際の鉄道各社による計画運休が一般的になってくるなど、災害に対応する社会の動きも日々変わりつつあります。年に一度の防災の日だけでなく、年4回ある防災用品点検の日を機会に、ご自身の防災・減災の取り組みが十分であるかどうか考えてみるのはいかがでしょうか。

か。

家庭においては、まず家庭用防災用品のチェックを。期限切れのものはないか、必要な薬などが以前準備した時から変わっていないかの確認です。また、食料の備蓄は十分か、何日分の備蓄が望ましいのかなど、情報をチェックすることも必要です。さらに、外で災害に遭った場合に備え、家族間での連絡方法の確認や、車や鞆に最低限の防災用品を準備しましょう。また、避難する場合に備え、自治体のハザードマップも必要です。

職場においては、災害が起こった時の指揮系統の確認、避難訓練の実施、従業員が帰宅困難になった場合の備蓄アイテムの準備や非常時の連絡方法、出社困難になった場合の対応はどうか等、社内での確認が必要です。

上記については、必要なことのごく一部に過ぎません。最新情報を積極的に取り入れ、できる限りの準備を心がけましょう。

いちごジャム

近年、ハウス栽培の技術の進歩により、晩秋から初夏にかけ長い期間いちごを楽しめるようになりました。3月に入りシーズンも後半を迎えましたが、これからがいちご本来の旬の季節です。おいしくて安い旬の露地ものいちごを使ってジャムを作ってみませんか？

材料はいちご・砂糖・レモン果汁。砂糖はお好みで、いちごの20%くらいから、甘い方が好きな人は50%くらいまで。鍋にいちごと砂糖を入れ数時間放置します。いちごから水分が出たら火にかけ一気に沸騰させます。灰汁を除いたらレモン果汁を加え、色を鮮やかにし静かに煮詰めます。煮沸消毒した瓶に詰めて完成です。砂糖の量によって保存できる期間は変わります。とても簡単ですが、素晴らしくおいしいジャムができます。安くいちごを手に入れたら、ぜひお試しになってみてください。

アートフラワー

送別会の贈り物にアートフラワーはいかがでしょう？

三月は、なにかと人の動きの多い時期で、送別会で花束を贈る光景もよく見られます。去つてゆく方への感謝や労いの気持ちを込めた花束ですが、日が経つにつれてだんだん枯れていく様が寂しさを感じさせることもあります。アートフラワーとは、昔の造花のようですが、昔の造

花のイメージとは違い、現在はひと目見ただけでは生花か造花か分からないほど精巧に作られた美しいものがたくさんあります。

応援の気持ちを込めたアートフラワーが、新天地で頑張る方の小さな支えとなればとても素敵なことですね。新しくお店などを開かれる方への贈り物としてもとても喜ばれると思います。

SDGs

ミレニアム開発目標

2001年に国連は、発展途上国向けの開発目標として「ミレニアム開発目標(MDGs)」を策定しました。MDGsは、貧困や飢餓、初等教育など8つの目標を設定し、2015年を期限として実施されました。極度の貧困の半減やHIV・マラリア対策など一定の成果を達成したものの、乳幼児や妊産婦の死亡率の削減など達成できなかった課題もありました。

SDGsの策定

MDGsの結果を踏まえて国連は、2030年を年限とする持続可能な開発目標(SDGs)を採択しました。これは、「地球上の誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のために掲げられた目標で、発展途上国のみならず、先進国も含めたすべての国が取り組むものとされています。

採択された目標は、①貧困をなくそう、②飢餓をゼロに、③すべての人に健康と福祉を、など全部で17あり、その下に169のターゲットと232の指標が決められています。行政だけではなく、民間や各種団体など全ての利害関係者が役割を持つ参画型であることや、社会・経済・環境に統合的に取り組むこととされています。また、定期的にフォロ

ーアップをすることも、特徴として挙げられます。

日本での取り組み

日本では、SDGs推進本部が2016年5月に設置されました。そして、SDGs推進本部の下に行政やNGO・NPO、有識者、国際機関などが集まり意見交換を行う「SDGs推進円卓会議」も設置されました。

何度か会合を重ね、2017年12月には「SDGsアクションプラン2018」が公表され、さらに第1回「ジャパンSDGsアワード」が開催されました。

アクションプラン

SDGs推進本部で決定されたアクションプランでは、①SDGsと連動する「Society 5.0」の推進、②SDGsを原動力とした地方創生、強靱で環境に優しい魅力的なまちづくり、③SDGsの担い手として次世代・女性のエンパワーメント、の3つを大きな柱として掲げています。日本ならではのSDGsモデルを構築するため、「SDGs実施指針」の8つの分野について優先的に取り組んでいき、少子高齢化やグローバル化の中で実現できる「豊かで活力のある未来像」を、世界に先駆けて示していくことを目指しています。

2019年は、夏頃までにSDGs実施指針のフォローアップ

を行い、年内にSDGs実施指針の改定を行います。より一層の普及活動を通してSDGsの認知度を上げ、具体的な行動に移す企業や地方を政府が後押ししていきます。SDGsが創出する市場や雇用を取り込みつつ国内外のSDGsを同時に達成し、日本経済の持続的な成長につなげていく方針です。

ジャパンSDGsアワード

ジャパンSDGsアワードは、SDGsの達成に向けて、優れた取り組みを行う企業や団体などを表彰するために創設されたもので、2017年12月26日に第1回の授賞式が開催されました。

SDGs推進本部長(内閣総理大臣)表彰を受けたのは、北海道下川町でした。下川町は、森林総合産業の構築や地域エネルギー自給と低炭素化、超高齢化対応社会創造などに取り組んできました。その結果、人口減少が緩和し、森林バイオマスエネルギーによる地域熱自給率向上を達成しました。さらに2030年における下川町の「ありたい姿」を描き、総合計画やSDGs未来都市計画などを策定したことや、多くの町民や関係者と長年取り組んできた地域づくり活動が評価されたようです。

コネクテッドカーとは

コネクテッドカーとは、ICT端末としての機能を有する自動車をいいます。

自動車はこれまで、カーナビやETC車載器などの通信機器が搭載されてきました。近年、無線通信の高速かつ大容量化により、容量の大きなデータをリアルタイムに送受信することが可能になったことや、クラウドコンピューティングの普及により、ビッグデータの流通が大幅に増加してきたことから、コネクテッドカーへの注目が高まっています。

また、車載情報通信端末の低廉化や同等のアプリケーションを搭載したスマートフォンなどが登場していることも影響しているようです。

実現可能なサービス

(1) 緊急通報システム

自動車事故が発生した場合、自動で警察や消防などの緊急対応機関に緊急通報を行うシステムが考えられます。

具体的には、エアバックなどのセンサーが事故発生を感知するとGPS機能によって事故が発生した位置や車両の進行方向、車種などの車両情報が最寄りの緊急通報センターに送信され、オペレータが事故の場所などをモニターで確認すると事故車両の乗員と会話をすることで、事故の情報を取得することができるシステムです。もし乗員からの反応が全くない場合は、即座



コネクテッドカー

に救急サービスが派遣されることになっており、より迅速に救急車両が事故現場に到達することで、自動車事故によって失われる人命を減らすことにつながります。

欧州やロシアでは、新型車に緊急通報システムの普及が進んでいるようです。

(2) テレマティクス保険

欧米の保険会社では、保険の利用者が運転中にブレーキをかけた回数や加減速動作といった情報や、運転をする時間帯などのデータを収集し、利用者の運転行動や振る舞いに基づいて運転の危険度を評価し、保険料を策定しているようです。

日本でもあいおいニッセイ同和損害保険が、トヨタ自動車と連携して、車載テレマティクス端末から得られた走行距離に連動して保険料を算出する、「つながる自動車保険」を提供しています。またソニー損保では、

2015年3月以降の契約を対象に、急発進や急ブレーキの発生状況とそのリスクにより保険料を算出する保険の提供を開始しています。

(3) 盗難車両追跡システム

これは、車両の盗難が判明した場合に車両の位置を追跡することができるシステムで、すでにGMでは1996年から盗難車両の追跡機能が搭載されています。

日本では2002年にトヨタ自動車が、盗難車両抑止システムを提供しています。契約者からの要望があれば、トヨタスマートセンターで盗難車両の位置を追跡できるようです。また一部の車両には、通信でエンジンの始動ができなくなる、リモートイモビライザーが搭載されています。

市場動向

2014年現在におけるコネクテッドカーの世界市場は1,300万台を超えています。そのうちの半数は北米で、日本は全体の1割程度です。これが2025年には、既存の車がコネクテッド化されることも進み、新車のコネクテッドカーも合わせると6,500万台を超えると見込まれています。

総務省が2015年に行った調査によると、コネクテッドカーを「利用したい」もしくは「利用を検討してもよい」と答えた人は、全体の52.5%でした。今後も、コネクテッドカー市場は成長することが見込まれるとともに、自動車運転の安全性や利便性の向上が期待されます。

花見の傾向

もうすぐ花見シーズンになりますが、ウェザーニューズでは、花見についてのアンケート調査を実施し、延べ7万人以上の回答を集計した結果を発表しています。

花見に行く回数を聞いたところ、「行く予定がない」と回答した人が全体の4分の1を占めていました。1回と答えた人も合わせると約6割に達しており、花見に複数回行く人は少ないという結果でした。

花見にかかる予算の平均を都道府県ごとに比較すると、予算額が最も高いのは青森県で、3,167円でした。青森県以外にも岩手県や秋田県など東北のうちの4県がベスト10に入っています。逆に最も予算が低かったのは沖縄県の1,178円で、実に青森県の約3分の1でした。

花見の場所取りについての調査では、回答者の4分の3は場所取りをしていませんでした。場所取りの平均時間の比較では、

岐阜県が最も長く6時間を超えていました。予算額が最も高い青森県も5.1時間と全国で4位でした。沖縄県は場所取りの時間は1時間6分と最も短いという結果でした。また、アンケートによると、「沖縄には宴会をしながら花見をする習慣がない」と回答する人も多くみられました。

花見弁当についての調査では、約半数の人が弁当を購入すると回答しました。西日本や関東南部では、1人1,500円未満の弁当を購入すると回答した人が多い一方で、青森県など東北・北海道では「持って行かない」と回答した人が最も多い結果になりました。

花見でよく見かけるマナー問題については、「ゴミを持ち帰らない」と回答した人が全体の3分の2を占めており、次いで「大声で叫んでいる」や、「桜を傷つけている」が続いています。これからの花見シーズン、マナーを守って楽しく花見をしたいものです。

運転免許証

運転免許証の表記などが変わります。まず、有効期限については、今年の3月ごろから、従来の元号表記から西暦表記になります。この変更は、外国人の免許保有者の増加が背景にあるようで、警察庁は「5月の改元とは直接関係ない」としています。朝日新聞によると、外国人の運転免許保有者数は、全保有者の1%を超えているそうです。また、西暦表記はあくまでも有効期限に限っての変更としており、生年月日や免許証交付日、免許種別ごとの取得日はこれまで通り元号表記のようです。

免許証の顔写真については、基本的に無帽と規定されていましたが、医療面や宗教上の理由があれば、帽子などを着用しての撮影も可能になります。例えば、イスラム教徒の女性が髪を覆う「ヒジャブ」について、顔の輪郭が出ていれば、着用して撮影することが認められます。

津波避難ビル

津波が来た時に住民が一時的に非難するための緊急避難場所として市町村が指定したビルを、「津波避難ビル」といいます。

名古屋市では、最大クラスの地震が発生した場合、津波が到達するのは最短で九六分、沿岸における最高津波水位は三・六mと予想しています。想定外の津波が発生した場合に人命を守るため、津波避難ビルを指定し

ており、大津波警報が発表された場合で高台に行く時間がないときは、一時的な避難場所として津波避難ビルに逃げるよう呼びかけています。

津市では、津波避難ビルとして指定した市有施設で夜間や休日は閉鎖されているものについては、地震自動解錠鍵ボックスを設置しています。これは、震度五弱以上の揺れを感知したときは、電力を一切使用せずに解錠される鍵の収納ボックスです。